

陸貨災防発第61号

令和5年3月28日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
各都道府県支部長 殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
(公印省略)

貨物自動車における荷役作業時の作業時の墜落・転落防止災害
の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全
衛生特別教育規程の一部を改正する件の施行について

標記について、別添1のとおり、労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件が、本年3月28日公布され、同日付け基発 0328 第6号により厚生労働省労働基準局長から別添2のとおり当職あて通知がありました。

つきましては、傘下の会員事業場あて、法令順守が一層徹底されるよう周知いただきたく、お願いいたします。

なお、労働安全衛生規則の一部改正等に係る当協会の具体的対応等については、別途通知いたします。

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○労働安全衛生規則の一部を改正する省令(厚生労働三三)

○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産・経済産業・国土交通・環境一)

○安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(経済産業一)

○中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令(環境四)

○登録認定機関の登録に関する件(総務八九)

○技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件の一部を改正する件(同八九)

○安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(厚生労働一〇四)

〔告 示〕

○厚生労働大臣が指定する病院の病床並びに厚生労働大臣が定める病院基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件(同一〇五)

○安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示(経済産業二三)

○情報処理の促進に関する法律施行規則第三十四条第二項の規定に基づき、特定講習として経済産業大臣が定める講習を定めた件の全部を改正する件(同二四)

○床組及び小屋ばり組に木板その他これらに類するものを打ち付ける基準を定める件の一部を改正する件(国土交通二二九)

○港則法施行規則第十一條第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号及び港則法施行規則第十一條第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部を改正する告示(海上保安庁一一)

〔官庁報告〕
官庁事項
令和五年度輸入食品監視指導計画の公表について(厚生労働省)

○厚生労働大臣が指定する病院の病床並びに厚生労働大臣が定める病院基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件(同一〇五) 三〇

○安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示(経済産業二三) 三三

○情報処理の促進に関する法律施行規則第三十四条第二項の規定に基づき、特定講習として経済産業大臣が定める講習を定めた件の全部を改正する件(同二四) 三六

○床組及び小屋ばり組に木板その他これらに類するものを打ち付ける基準を定める件の一部を改正する件(国土交通二二九) 三七

○港則法施行規則第十一條第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号及び港則法施行規則第十一條第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部を改正する告示(海上保安庁一一) 三七

〔官庁報告〕
官庁事項
令和五年度輸入食品監視指導計画の公表について(厚生労働省) 三七

省

令

○厚生労働省令第三十三号
労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二十七條第一項及び第五十九條第三項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和五年三月二十八日
厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

(労働安全衛生規則の一部改正)

第一条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(運転位置から離れる場合の措置)</p> <p>第百五十一条の十一 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車(以下「貨物自動車」という。)を運転する場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。</p> <p>一 フォーク、シヨベル等の荷役装置(テールゲートリフター(第百五十一条の二第七号の貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ。))を除く。)を最低降下位置に置くこと。</p> <p>二 (略)</p> <p>3 事業者は、第一項ただし書の場合において、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。</p> <p>4 貨物自動車の運転者は、第一項ただし書の場合において、前項の措置を講じなければならない。</p> <p>(昇降設備)</p> <p>第百五十一条の六十七 事業者は、最大積載量が二トン以上の貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)(又は最大積載量が二トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。))を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 前項の作業に従事する労働者は、床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。</p> <p>(保護帽の着用)</p> <p>第百五十一条の七十四 事業者は、次の各号のいずれかに該当する貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)(又は次の各号のいずれかに該当する貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。))を行うとき(第三号に該当する貨物自動車にあつては、テールゲートリフターを使用するときに限る。))は、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。</p> <p>一 最大積載量が五トン以上のもの</p>	<p>(運転位置から離れる場合の措置)</p> <p>第百五十一条の十一 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。</p> <p>一 フォーク、シヨベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(昇降設備)</p> <p>第百五十一条の六十七 事業者は、最大積載量が五トン以上の貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)(又は最大積載量が五トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。))を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 前項の作業に従事する労働者は、床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。</p> <p>(保護帽の着用)</p> <p>第百五十一条の七十四 事業者は、最大積載量が五トン以上の貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)(又は最大積載量が五トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。))を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。</p> <p>(新設)</p>

(傍線部分は改正部分)

<p>二 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、荷台の側面が構造上開放されているものは構造上開閉できるもの</p> <p>三 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、テールゲートリフターが設置されているもの(前号に該当するものを除く。)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	-------------------------

改正後	改正前
<p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 五の三 (略)</p> <p>五の四 テールゲートリフター(第百五十一条の二第七号の貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ)の操作の業務(当該貨物自動車に荷を積み作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。)</p> <p>六 四十一 (略)</p> <p>(運転位置から離れる場合の措置)</p> <p>第百五十一条の十一 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。</p> <p>一 フォーク、シヨベル等の荷役装置(テールゲートリフターを除く。)を最低降下位置に置くこと。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 5 4 (略)</p>	<p>(特別教育を必要とする業務)</p> <p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 五の三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六 四十一 (略)</p> <p>(運転位置から離れる場合の措置)</p> <p>第百五十一条の十一 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。</p> <p>一 フォーク、シヨベル等の荷役装置(テールゲートリフター(第百五十一条の二第七号の貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ)を除く。)を最低降下位置に置くこと。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 5 4 (略)</p>

附 則

この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年二月一日から施行する。

○農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 令第一号

安定的なエネルギー供給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和五年政令第六十八号)の施行に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十八日

農林水産大臣 野村 哲郎
 経済産業大臣 西村 康稔
 国土交通大臣 斉藤 鉄夫
 環境大臣 石川 順宏

告示

〇総務省告示第八十八号
 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十六条第一項の登録をしたので、同法第九十条第一項の規定に基づき、次のように告示する。
 令和五年三月二十八日
 総務大臣 松本 剛明

- 一 登録認定機関の名称及び住所
 S G S ジャパン株式会社
 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町一三四番地横浜ビジネスパークノーススクエア I
- 二 登録に係る事業の区分
 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）第四条第一号及び第二号
- 三 技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地
 神奈川県横浜市都筑区北山田三丁目五番二二三号
- 四 技術基準適合認定の業務の開始の日
 令和五年三月二十九日

〇総務省告示第八十九号
 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十四号（技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件）の一部を次のように改正する。
 令和五年三月二十八日
 総務大臣 松本 剛明

改正後 改正前

端末機器の表示について、第一号から第三号までに掲げる文字の表示は、その各号列記の順に行うものとする。 〔一・二 略〕		〔同上〕	
三 認証機関の識別文字		三 〔同上〕	
認証機関 〔略〕	識別文字	認証機関 〔同上〕	識別文字
テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社	005	テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社	005
S G S ジャパン株式会社	006	株式会社UL Japan	007
株式会社UL Japan	007	株式会社UL Japan	007

備考 表中の「」の記載は注記である。

〇厚生労働省告示第百四号
 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十九条の規定に基づき、安全衛生特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第九十二号）の一部を次の表のように改正し、令和六年二月一日から適用する。
 令和五年三月二十八日
 厚生労働大臣 加藤 勝信

改 正 後

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

(テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育)
 第七條の四(安衛則第三十六條第五号の四に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。)
 2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科 目	範 囲	時 間
テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフター(安衛則第三十六條第五号の四の機械をいう。以下同じ。)の種類、構造及び取扱ひ方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	一・五時間
テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱ひ方法 台車の種類、構造及び取扱ひ方法 保護員の着用 災害防止	二時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係事項	〇・五時間

3 第一項の実技教育は、テールゲートリフターの操作の方法について、二時間以上行うものとする。

〇厚生労働省告示第百五号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号)別表4から別表6まで及び別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数(平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号)の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から適用する。
 令和五年三月二十八日 厚生労働大臣 加藤 勝信

別表第一から別表第三までを次のように改める。
 別表第一

基礎係数	1.1249		
道庁県	病 院	機能評価係数Ⅱ	激変緩和係数
10001	北海道 札幌医科大学附属病院	0.1268	0.0000
10002	北海道 北海道大学病院	0.0989	0.0000
10003	北海道 旭川医科大学病院	0.1306	0.0000
10004	青森 弘前大学医学部附属病院	0.1589	0.0000
10005	岩手 岩手医科大学附属病院	0.1208	0.0000

10006	宮城 東北医療薬科大学病院	0.0762	0.0000
10007	宮城 東北大学病院	0.1025	0.0000
10008	秋田 秋田大学医学部附属病院	0.0850	0.0000
10009	山形 国立大学法人山形大学医学部附属病院	0.0896	0.0000
10010	福島 公立大学法人福島県立医科大学附属病院	0.1011	0.0000
10011	茨城 筑波大学附属病院	0.0953	0.0000
10012	栃木 自治医科大学附属病院	0.1036	0.0000
10013	栃木 獨協医科大学病院	0.1029	0.0000
10014	群馬 国立大学法人群馬大学医学部附属病院	0.0944	0.0000
10015	埼玉 埼玉医科大学病院	0.0794	0.0000
10016	埼玉 防衛医科大学校病院	0.0917	0.0000
10017	千葉 国際医療福祉大学成田病院	0.1430	0.0000
10018	千葉 国立大学法人千葉大学医学部附属病院	0.1052	0.0000

基発 0328 第 6 号
令和 5 年 3 月 28 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る
労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程
の一部を改正する件の施行について

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業における労働災害の発生件数は増加傾向にあり、特に荷役作業に係る労働災害が多発していることを踏まえ、昨年9月に「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」（陸上貨物運送事業労働災害防止協会）にて報告書が取りまとめられました。厚生労働省では、当該報告書等を踏まえて荷役作業時の墜落・転落防止災害の充実強化について検討を行い、本日労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件を公布いたしました。

これらの改正につきまして、別添のとおり都道府県労働局長あて通知しておりますので、これらの改正の趣旨、内容等について御了知いただくとともに、会員の皆さまへの周知及び本改正省令等に基づく荷役作業の安全対策の徹底に引き続き取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る
労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程
の一部を改正する件の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 33 号。以下「改正省令」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 104 号。以下「改正告示」という。）が本日公布され、改正省令は同年 10 月 1 日（一部規定は令和 6 年 2 月 1 日）から、改正告示は令和 6 年 2 月 1 日から施行されることとなった。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

陸上貨物運送事業における労働災害の発生件数は増加傾向にあり、特に荷役作業に係る労働災害が多発していることを踏まえ、「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」（陸上貨物運送事業労働災害防止協会）において報告書が取りまとめられた。当該報告書等を踏まえて荷役作業時の墜落・転落防止災害の充実強化について検討を行い、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）及び安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号。以下「規程」という。）の規定について所要の改正を行ったものである。

2 改正の概要

(1) 改正省令関係

① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大

貨物自動車における荷役作業時において墜落・転落災害が多く発生していることから、安衛則第 151 条の 67 及び第 151 条の 74 の規定に基づき、貨物自動車に荷を積む作業又は貨物自動車から荷を卸す作業（以下「荷を積み卸す作業」という。）を行うときに昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務付けられる貨

物自動車の範囲を拡大するものである。

- ② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化
貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業において、労働者がテールゲートリフターの機能や危険性を十分に認識していないことにより、テールゲートリフターからの墜落・転落、荷の崩壊・倒壊等による災害が発生していることから、荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務を労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 59 条第 3 項に基づく安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）が必要な業務に加えたものである。
- ③ 運転位置から離れる場合の措置の一部改正
テールゲートリフターの構造等を踏まえ、運転位置から離れる場合の措置について所要の改正を行うものである。
- ④ その他
その他所要の改正を行うものである。

（2）改正告示関係

安衛則の改正に伴い、上記（1）②の特別教育の内容等を規程に追加する改正を行ったものである。

3 細部事項

（1）昇降設備の設置（安衛則第 151 条の 67 関係）

ア 荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものとしたものであること。

イ 労働者が床面と荷台との間を昇降する際、荷台からの墜落・転落災害が多く発生していることを踏まえ、昇降設備の設置対象となる箇所に、「床面と荷台との間」を明記したものであること。なお、例えば、荷台に昇降するが、荷台の荷の上に昇降しない場合にあつては、当然、荷台への昇降設備の設置のみで差し支えないものであること。

ウ 「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等を含むものであること。テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合にあつては、当該テールゲートリフターについても、昇降設備として認められるものであること。なお、テールゲートリフター製造者がテールゲートリフターの動作時に作業員の搭乗を認めていないにもかかわらず、当該テールゲートリフターの動作時に労働者を搭乗させることは、安衛則 151 条の 14 の主たる用途以外の使用に当たる場合があること。

エ 昇降設備の構造は、手すりのあるもの、踏板に一定の幅や奥行きのあるものが望ましいこと。また、貨物自動車に設置されている昇降用のステップにあつ

ては、乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のもの等が望ましいこと。

オ 本条が適用されない貨物自動車において荷を積み卸す作業等を行う場合であっても、高さが1.5メートルを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条の規定が適用されることに留意すること。また、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号別紙1。以下「荷役ガイドライン」という。）第2の2（2）ア⑩に基づき、荷を積み卸す作業を行うに当たっては、できる限り昇降設備を設置し、使用することが望ましいこと。

（2）保護帽の着用（安衛則第151条の74関係）

ア 荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものとしたものであること。

（ア）最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの。「荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの」には、あおりのない荷台を有する貨物自動車並びに平ボディ車及びウイング車が含まれるものであり、バン（荷台の四方が囲まれた箱形のもの（ウイング車を除く。））等は含まれないものであること。

（イ）最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの。なお、第151条の74第1項柱書きの「テールゲートリフターを使用するとき」には、テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う場合や、テールゲートリフターを中間位置で停止させ、労働者が単にステップとして使用する場合で、荷を積み卸す作業を行わないときは含まれず、このような場合においては、同項は適用されないこと。

イ 貨物自動車の荷台の高さの荷受け台（プラットフォーム等）が設置され、荷台の端部から墜落するおそれがない場所において荷を積み卸す作業を行う場合や、荷を積み卸す作業のために労働者が荷台又は積荷の上に乗る必要がない場合等、墜落の危険がない状態で荷を積み卸す作業を行う場合は、第151条の74第1項の荷を積み卸す作業を行うときに該当せず、同項は適用されないこと。

ウ 本条が適用されない貨物自動車において、荷を積み卸す作業等を行う場合であっても、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安衛則第518条の規定が適用されることに留意すること。また、荷役ガイドライン第2の2（2）ア⑤に基づき、荷を積み卸す作業においては、墜落による労働者の危険を防止するため保護帽を着用させることが望ましいこと。

(3) 特別教育（安衛則第 36 条第 5 号の 2 及び規程第 7 条の 4 関係）

ア 対象業務

荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務を特別教育の対象としたものであること。

「テールゲートリフターの操作の業務」には、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することのほか、テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストストップパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等、テールゲートリフターを使用する業務が含まれること。なお、荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務、貨物自動車以外の自動車等に設置されているテールゲートリフター、介護用の車両に設置されている車いすを対象とする装置等の操作の業務は含まれないこと。

また、「テールゲートリフターの操作の業務」を行わない者であっても、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に載せ、又は卸す等の作業を行う者にあつては、できる限り当該教育を受けることが望ましいこと。

イ 教育の内容

(ア) 学科教育は、次に掲げる科目を、それぞれ次に掲げる時間以上行うものとしたこと。

- ① テールゲートリフターに関する知識 1.5 時間
- ② テールゲートリフターによる作業に関する知識 2 時間
- ③ 関係法令 0.5 時間

(イ) 実技教育は、テールゲートリフターの操作の方法について、2 時間以上行うものとしたこと。

ウ 科目の省略

安衛則第 37 条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができることとされている。この規定に基づき、次のとおり特別教育を省略することができるものであること。

(ア) 平成 25 年 6 月 18 日付け基安安発 0618 第 1 号基安労発 0618 第 1 号「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全衛生教育の推進について」別添 2「荷役作業従事者のための安全衛生教育（陸運事業者向け）実施要領」に基づく安全衛生教育であつて、教育内容にテールゲートリフターを含むものを受講した者については、上記イ（ア）①のテールゲートリフターに関する知識及び②テールゲートリフターによる作業に関する知識の科目に係る教育を省略できること。また、陸上貨物運送事業労働災害防止協会が実施するテールゲートリフターに係る荷役作業安全講習会（「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」をいう。）を受講した者については、②テールゲートリフター

による作業に関する知識の科目に係る教育を省略できること。

(イ) 改正告示の施行日時点において、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務に6月以上従事した経験を有する者については、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育の科目に応じて、次に掲げる時間以上とすることができること。

① 学科教育 テールゲートリフターに関する知識 45分

② 実技教育 テールゲートリフターの操作の方法 1時間

(ウ) テールゲートリフターの製造者、取付業者等による操作説明が、特別教育の対象である労働者に対して、テールゲートリフターの操作を実際に行わせながら適切に実施される場合には、当該説明に要した時間を実技教育の教育時間に含まれるものとして取り扱って差し支えないこと。

(エ) 改正省令の施行前に、改正告示による改正後の規程第7条の4に規定する特別教育の科目の全部又は一部を受講した者については、当該受講した科目を省略できること。

エ 特別教育の講師

特別教育の講師についての資格要件は定めていないが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験等を有する者でなければならないこと。

(4) 運転位置から離れる場合の措置（安衛則第151条の11関係）

テールゲートリフターの収納位置は、必ずしも最低降下位置でないことから、運転者が運転位置から離れるときにおける荷役装置を最低降下位置に置く義務について適用を除外することとしたこと。また、テールゲートリフター等の作業装置（以下「テールゲートリフター等」という。）の操作のためには原動機を動作させなければならない構造のものも存在することから、走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用を除外することとしたこと。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、改正省令による改正後の安衛則第151条の11第3項により、引き続き義務付けられることに留意すること。

(5) 施行日（改正省令附則、改正告示制定文関係）

改正省令は、令和5年10月1日（上記（3）については、令和6年2月1日）から、改正告示は、令和6年2月1日から施行（適用）することとしたこと。

(6) その他

テールゲートリフターは荷役装置に含まれるものであることから、安衛則第151条の75第2号の規定に基づき、作業開始前の点検が必要なものであること。なお、作業開始前の点検を実施するに当たっては、テールゲートリフターの製造者が作成した取扱説明書等を適宜参照しながら行うことが望ましいこと。

4 関係通達の改正等

平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について」別紙 1 を以下のとおり改正する。

なお、上記 2 及び 3 に係る本ガイドラインの改正部分については、上記 3 (5) に示す施行日前であっても、可能な限り改正後のガイドラインに基づいた対策等を実施することが望ましいものであることに留意すること。

新	旧
<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 陸運事業者の実施事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 荷役作業における労働災害防止措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策</p> <p>ア 荷役作業を行う労働者に次の事項を遵守させること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具</u> (以下「<u>要求性能墜落制止用器具</u>」という。) を取り付ける設備がある場合は、<u>要求性能墜落制止用器具</u>を使用すること。</p> <p>⑤～⑨ (略)</p> <p>⑩ 最大積載量が<u>2 t 以上</u>の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。最大積載量が<u>2 t 未満</u>の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備 (踏み台等の簡易なものでもよい。) を使用すること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ タンクローリーへの給油作業のようにタンク上部に登っ</p>	<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 陸運事業者の実施事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 荷役作業における労働災害防止措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策</p> <p>ア 荷役作業を行う労働者に次の事項を遵守させること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>安全帯</u>を取り付ける設備がある場合は、<u>安全帯</u>を使用すること。</p> <p>⑤～⑨ (略)</p> <p>⑩ 最大積載量が<u>5 t 以上</u>の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。最大積載量が<u>5 t 未満</u>の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備 (踏み台等の簡易なものでもよい。) を使用すること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ タンクローリーへの給油作業のようにタンク上部に登っ</p>

て行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に要求性能墜落制止用器具取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策

【フォークリフトによる労働災害防止対策】

ア～エ (略)

オ フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に、次の事項を遵守させること。

①～⑤ (略)

⑥ 運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、要求性能墜落制止用器具の使用等の墜落防止措置を講じること。

⑦～⑪ (略)

カ～ク (略)

【クレーン等による労働災害の防止対策】～【コンベヤーによる労働災害の防止対策】 (略)

【テールゲートリフターによる労働災害防止対策】

ア テールゲートリフターの操作は、特別教育を受講した労働者に行わせること。

イ 作業開始前及び定期的にテールゲートリフターを点検すること。

ウ テールゲートリフターを用いて荷役作業を行う労働者に、次の事項を遵守させること。

て行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策

【フォークリフトによる労働災害防止対策】

ア～エ (略)

オ フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に、次の事項を遵守させること。

①～⑤ (略)

⑥ 運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じること。

⑦～⑪ (略)

カ～ク (略)

【クレーン等による労働災害の防止対策】～【コンベヤーによる労働災害の防止対策】 (略)

(新設)

① ロールボックスパレットをテールゲートリフターに積載する際は、キャスターストッパー、歯止め等の逸走防止措置を講ずること。特に、いわゆるU字型ロールボックスパレット（前部のキャスターの間隔が後部のキャスターの間隔よりも短くなっているもの。）については、短辺側をストッパーに当てると斜め配置になる等の、キャスター回転による転倒や荷崩れ等のリスクがあるため、逸走防止措置を確実に講ずること。

② 床下格納式テールゲートリフターは、折り畳み部周辺の側部ストッパーに隙間が生じることから、床下格納式テールゲートリフターを使用してロールボックスパレット、台車等（以下「ロールボックスパレット等」という。）の積載の作業を行うに当たっては、当該隙間から同ロールボックスパレット等の車輪が脱輪しないよう、注意しつつ積載すること。

【ロールボックスパレット等による労働災害防止対策】

ア ロールボックスパレット等を使用して人力で荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

【ロールボックスパレット等による労働災害防止対策】

ア ロールボックスパレット、台車等（以下「ロールボックスパレット等」という。）を使用して人力で荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

<p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>ロールボックスパレット等を移動させないときは、必ずキャスターストッパーを使用すること。ロールボックスパレット等にキャスターストッパーが備わっていない場合は、歯止めなど適切な逸走防止措置を講ずること。</u></p> <p>⑥～⑨ (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ <u>ロールボックスパレットに不具合があった場合は、速やかに所有者又は荷主に対しその旨を報告し、その後の対応を協議すること。</u></p> <p>オ <u>最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策</p> <p>ア <u>職場における腰痛予防対策指針(平成25年6月18日付け基発0618第1号)</u>で示された各対策を講じること。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 荷役作業の安全衛生教育の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 労働安全衛生法に基づく資格等の取得</p> <p>以下の資格等について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な取得を推進すること。</p>	<p>①～④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策</p> <p>ア <u>職場における腰痛予防対策指針(平成6年9月6日付け基発第547号)</u>で示された各対策を講じること。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 荷役作業の安全衛生教育の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 労働安全衛生法に基づく資格等の取得</p> <p>以下の資格等について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な取得を推進すること。</p>
--	---

<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>テールゲートリフター</u> <u>貨物自動車に設置されているテールゲートリフター (特別教育)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3 荷主等の実施事項</p> <p>1 安全衛生管理体制の確立等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置 荷役作業における労働災害を防止するための具体的な措置を調査審議するため、次の事項を実施すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者と安全衛生協議組織を設置し、<u>下記4(4)</u>に例示する事項等について協議すること。</p> <p>2 荷役作業における労働災害防止措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 荷主等が管理する施設において、タンクローリー上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に<u>要求性能墜落制止用器具</u>取付設備(親綱、フック等)を設置すること。</p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3 荷主等の実施事項</p> <p>1 安全衛生管理体制の確立等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置 荷役作業における労働災害を防止するための具体的な措置を調査審議するため、次の事項を実施すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者と安全衛生協議組織を設置し、<u>下記5(4)</u>に例示する事項等について協議すること。</p> <p>2 荷役作業における労働災害防止措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 荷主等が管理する施設において、タンクローリー上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に<u>安全帯</u>取付設備(親綱、フック等)を設置すること。</p>
---	--

<p>(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策 【フォークリフトによる労働災害の防止対策】～【コンベヤーによる労働災害の防止対策】 (略) 【ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策】 ア・イ (略) <u>ウ 荷主等がロールボックスパレット等に荷を積載する場合は、最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。</u> <u>エ 荷主等は、自身が所有するロールボックスパレットについて、最大積載重量を表示するとともに、定期的に不具合の有無を点検し、不具合があった場合は、補修するまでの間使用してはならないこと。</u> <u>また、陸運事業者より不具合等の報告があったときは、対応を協議すること。</u></p> <p>(4)～(6) (略) 3～6 (略)</p>	<p>(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策 【フォークリフトによる労働災害の防止対策】～【コンベヤーによる労働災害の防止対策】 (略) 【ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策】 ア・イ (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)～(6) (略) 3～6 (略)</p>
--	---